

● 使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則

○ 使用料及び手数料条例施行規則（昭和三十二年千葉県規則第二十九号）に関する資料

新	旧
<p>別表第二（第四条第一項） 一〜七十六 略</p> <p>七十六の二 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p><del>七十六の三 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ 畜舎建築利用計画認定申請手数料 ロ 畜舎建築利用計画変更認定申請手数料 ハ 工事完了の届出をする前における認定畜舎等の仮使用認定申請手数料</del></p> <p><del>七十六の四 畜舎等の敷地と道路との関係の建築等認定申請手数料</del></p> <p><del>七十六の五 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</del></p> <p>七十七〜八十七 略</p> <p>八十八 道路法（昭和三十七年法律第百八十号）に基づく使用料のうち、次に掲げるもの イ〜レ 略 <del>ソ 道路法施行令第七条第十四号に掲げる施設に係る道路占用料</del></p> <p>百七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ〜レ 略 ソ 認知機能検査手数料</p>	<p>別表第二（第四条第一項） 一〜七十六 略</p> <p>七十六の二 動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>七十六の三 知事認定獣医師による豚熱の予防接種に係る豚熱予防液の交付等に関する事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ・ロ 略</p> <p>七十七〜八十七 略</p> <p>八十八 道路法（昭和三十七年法律第百八十号）に基づく使用料のうち、次に掲げるもの イ〜レ 略 (新設)</p> <p>百七 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの イ〜レ 略 ソ 認知機能検査手数料</p>

ツ 運転技能検査手数料  
ネ 運転経歴証明書交付手数料  
ナ 審査手数料  
ラ 技能検定員資格者証交付手数料  
ム 技能検定員審査手数料  
ウ 教習指導員資格者証交付手数料  
エ 教習指導員審査手数料  
オ 国外運転免許証交付手数料  
カ 講習手数料  
ク 通知手数料  
コ 特定任意講習手数料  
ヤ (削る。)  
マ 略

百七の二〜百二十七の二 略

百二十八 飼料検定手数料

百二十八の二 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律に基づく技術基準に関する条例（令和四年千葉県条例第 号）に基づく事務に係る手数料のうち、次に掲げるもの  
イ 大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料  
ロ 大規模な畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限の緩和に係る認定申請手数料

百二十九〜百三十三 略

(新設)  
ツ 運転経歴証明書交付手数料  
ネ 審査手数料  
ナ 技能検定員資格者証交付手数料  
ラ 技能検定員審査手数料  
ム 教習指導員資格者証交付手数料  
ウ 教習指導員審査手数料  
エ 国外運転免許証交付手数料  
オ 講習手数料  
カ 通知手数料  
ク 特定任意講習手数料  
コ チャレンジ講習手数料  
ヤ  
マ 略

百七の二〜百二十七の二 略

百二十八 飼料検定手数料

(新設)

百二十九〜百三十三 略